



2011 年用インボイスに関するガイドライン Circular の正式発行

度重なる意見聴取の結果、財務省は商品販売・役務提供のインボイスを規定する 2010 年 5 月 14 日付け Decree 51/2010/ND-CP の実施ガイドラインである 2010 年 9 月 28 日付け Circular 153/2010/TT-BTC (Circular 153) を発行しました。本 Circular は現行 2002 年 12 月 30 日付け Circular 120/2002/TT-BTC に取って代わります。過去の Decree 51/2010/ND-CP 及び Circular 草案に関する Tax update に引き続き、この正式 Circular の特筆すべき重要な点を以下に記します。

50 億ドン以上の総資本金を有する事業体は自社印刷インボイスを使用可能

幾度かの修正を経て、Circular 153 は「工業団地、経済特区、輸出加工区、ハイテクゾーン以外の事業体は総資本金の 50 億ドン以上有する場合、自社印刷インボイスを使用することができる」と規定しました。

税務当局のインボイス提供・販売

Circular 153 により、税務当局は営業活動のある事業体ではない組織、自営業家族、個人事業主、小事業体（従業員 10 名以下）、困難及び特別困難な社会経済地域に設立する事業体などの限定された対象にのみ提供或いは販売を行わない。

従って、上記に当てはまらない場合はインボイスの使用需要が少ないとしても、税務当局からのインボイスの購入は出来ません。

インボイスの内容

インボイスには名前、種類、記号、年月日、商品・役務の名前などの項目がなければなりません。印刷業者の注文をしたインボイスには印刷業者の名前と税コードの表示が求められます。電気、水道、テレコム通信サービス、銀行サービスなどの特定なサービスの場合は、販売者・購入者のサインは必要なし。スーパーマーケット等のインボイスにも購入者の税コード及び販売者の印鑑の必要はありません。

インボイスの使用

Circular 153 はインボイスの商品名記入用行数よりも商品リストが多い場合の処理方法ガイドラインを以下に明示しました。(i) 別々にインボイスを数枚作成する、(ii) 連続的インボイスを作成し、次のインボイスより「前号に続く」と記入する、(iii) インボイスに添付する別紙を作成する。

さらに、この Circular において、以下の場合のインボイス使用方法に関する具体的な規定ガイドラインが明示されました。作成したインボイスにミスがあると認識する場合の処理方法；インボイスの使用を続けない、不合法なインボイスの使用及びインボイスを不合法的に使用する場合の処理方法；インボイスが失われた、焼失した、破損した場合の処理方法；インボイス使用状況に関する報告；インボイスを破棄する場合及び破棄手続き等

インボイスの作成時点

Circular 153 は特殊な場合のインボイス作成時点を以下に規定しています。

- ▶ 不動産産事業、インフラストラクチャー建設、販売・譲渡向け住宅建設の活動は、プロジェクト進行度或いは契約の計画に応じて支払いを回収する場合、インボイス作成時点は進行度に応じた支払い回収時点となります。
- ▶ 商品を数回にわけて納入する、或いは項目別、サービス段階別に引き渡される場合、引き渡した商品・役務の数量、価値に相当するそれぞれインボイスの作成が求められます。
- ▶ 輸出インボイスについては、輸出者は関連当事者との合意により発行時点を決定します。課税輸出売上を計上する日は税関申告書に税関手続きの完了が認定された日になります。
- ▶ 銀行サービス、株式のインボイスは当事者との契約、添付リスト、証明書に応じて定期的の日付けがされるが、売買取引の発生月の最終日以前である必要があります。

インボイス作成の委任

販売者は第三者にインボイス作成を委託することができます。但し、インボイスには委託者である販売者の氏名を正確に記載し、委託判子をインボイスの上左に押印しなければなりません（委託された者の設備から印刷されるインボイス及び電子インボイスを除く）。委託は文書にて遂行されなければならない。

その他

この Circular には住所変更、通知済み内容の変更場合のインボイス発行通知；第二回目より発行通知；会社とインボイスフォームを共用する支店；インボイスを認識するための記号の形式；インボイスの検査・監査に関する規定等のガイドラインを明示しました。

移行期条項

2010 年 12 月 31 日までにインボイスを購入、自社印刷、業者へ注文印刷をした事業者が、インボイスの残りがあり、引き続き使用したい場合には、税務当局に 2011 年第一四半期までに使用することを登記しなければなりません。登記の締め切り日は 2011 年 1 月 20 日です。2011 年 4 月 1 日からは新たな規則が適用されます。

2011 年 3 月 31 日までに、事業者がインボイスを使い切れない場合、Circular 153 に規定するインボイス破棄の手続きに基いてインボイスを破棄しなければなりません。

Circular 153 の規定に基き、事業者は 2011 年 1 月 1 日からインボイスの使用需要がある場合、ガイダンスを根拠にして、2010 年よりインボイスの印刷、印刷注文、発行通知を実施することができます。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

Hanoi オフィス

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen シニア・マネージャー
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham シニア・マネージャー
trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran シニア・マネージャー
the.gia.tran@vn.ey.com

Hoang Vu Phan シニア・マネージャー
hoang.vu.phan@vn.ey.com

Tuan Dinh Pham シニア・マネージャー
tuan.dinh.pham@vn.ey.com

日系企業担当

Fuyuki Anzai マネージャー
fuyuki.anzai@vn.ey.com

Ho Chi Minh オフィス

Nam Nguyen パートナー
nam.nguyen@vn.ey.com

Jeff Sea ディレクター
jeff.sea@vn.ey.com

Sarah Jubb ディレクター
sarah.jubb@vn.ey.com

Nitin Jain ディレクター
nitin.jain@vn.ey.com

Nhan Huynh シニア・マネージャー
nhan.huynh@vn.ey.com

Ronelle Acheron シニア・マネージャー
ronelle.acheron@vn.ey.com

Thy Anh Huynh シニア・マネージャー
thy.anh.huynh@vn.ey.com

日系企業担当

Takahito Nakajima シニア・マネージャー
takahito.nakajima@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000100

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn